

平成25年度第3回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時)平成25年11月6日(火)

午後1時30分から午後3時30分まで

場所)宮城県庁11階 第二会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 小関一絵委員,
末松和子副会長, 古山しづ江委員, 宮澤イザベル委員

■欠席委員

加藤亨二委員, 金東暎委員, 藤浪竜哉委員

■事務局出席者

西村晃一経済商工観光部次長
山崎敏幸国際経済・交流課長
金井奈央子国際経済・交流課課長補佐(企画・多文化共生班長)

【開会】

司会)ただいまから、「平成25年度第3回宮城県多文化共生社会推進審議会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部次長の西村からあいさつを申し上げます。

【あいさつ】

次長)皆さんこんにちは。経済商工観光部次長の西村でございます。

本日は、お忙しいなか、平成25年度第3回「宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から多文化共生の推進に御協力賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には、第2期の宮城県多文化共生社会推進計画について御審議いただいております。また、先月は、市町村や地域国際化協会、支援団体の方々にお集まりいただき第2期計画についての御意見をいただいております。

第2期の計画では、多文化共生に関する啓発を強化するとともに、外国人の方々が地域とのつながりを深め、地域での活躍の場が広がるようなものと考えております。本日は、これまでいただきました御意見を踏まえ、中間案として作成した内容について御議論をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最近の国際化の話題といたしましては、北上山地へのILC、国際リニアコライダー誘致の件や小学校の英語教育の開始時期を3年生まで引き下げるとような方針についての話題がございました。このように、われわれの身近な場面において、国際化への対応が求められており、多文化共生社会に向けた取組をより一層推進していかなければならないと考えております。

さて、県政全体に目を向けますと、まもなく震災から2年8か月が経過します。しかし、未だ仮設住宅などで不自由な生活を余儀なくされている方々が大勢いらっしゃるのが現状です。このため、県では、復興の加速化に全力で取り組み、われわれ経済商工観光部においては、さらなる企業誘致や地元企業の取引拡大、雇用の確保・拡大や、観光振興にも取り組んでいく所存でございます。

今後とも、皆様の御支援・御協力をいただきながら復興を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

司会) 大変恐縮ですが、次長の西村は所要のためここで退席させていただきます。

本審議会は10人の委員で構成されておりますが、本日は7人の委員の御出席をいただいております。宮澤委員からは御出席の報告をいただいておりますので、まもなく到着されるのではないかと思います。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告します。なお、本日は加藤委員、金委員、藤浪委員が御欠席となっております。

また、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議は公開となっておりますことを申し添えます。

ここからは、条例第17条に基づき、議事の進行を会長にお願いすることになっております。市瀬会長、よろしくお願いいたします。

【審議】

議題 第2期宮城県多文化共生社会推進計画の策定について

市瀬会長) それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は第2期計画の策定についてです。前回第2回の審議会では骨子案について御検討いただきました。その際に、現行計画の評価指標については新たな検討が必要であるということ、施策の実績・課題について確認する必要があるというような御意見をいただきました。その後10月の多文化共生社会推進連絡会議を経て、このたび中間案が示されております。

本日は、中間案について検討いただきます。中間案の目次をご覧ください。まず、第3の「これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題」までの御説明をいただき、質疑応答を行い、その後第4の「施策の方向性と事業の取組方針」、第5「計画推進のために」、最後に評価指標について御議論いただくというかたちで進めてまいりたいと思います。

それでは事務局から御説明をお願いします。

課長) 資料2, 資料3に基づき, 中間案「第1 計画策定の考え方」から「第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題」について説明

市瀬会長) ありがとうございます。現状について御説明いただきました。その中では, 日本人住民の理解の不足, 認識が未だに低いということ, 定住される外国人の方の地域とのつながりが希薄になっていて, 付き合いが薄いということ。また, 震災等における事例でわかるようにコミュニケーションに困難が生じていること, 日本語の学習の機会が少ない, 家族全体を支援する必要がある, 活躍する場が確保されていると言えない, 県の外国人急増に備える必要があるという切り口で御説明いただきました。

それでは, 現状と課題の整理についての質問, 付け加えるべき点などの御意見がありましたらお願いします。

末松副会長) 基本的なことについての質問になりますが, 「これまでの取組」, 「現状」, 「課題」というかたちになっていますが, 平成21年の3月以降の取組にもかかわらず, まだまだ課題が存在するというような理解でしょうか。また, その場合, 具体的な取組についての検証をされていらっしゃるのでしょうか。

課長) 記載の中には総括というかたちではなく, 現状というかたちで記載しております。これまで5年間を見ますと, 例えば啓発事業については, 地域の支援団体の方々はずっと継続してやっています。市町村の場合は, 担当者が変わってしまうとそこで事業が止まってしまうということもございます。県民意識調査の結果では多文化共生に関する県民の認知度がまだ低く, 外国人県民アンケートの結果では外国人の方にはつらい思いをされている方もいらっしゃいます。外国人の方が望むべきレベルはどこかということが明確にあるわけではないので, まだまだサービスが届いていない, 環境が整っていないという部分があるというようにとらえております。

末松副会長) そうすると一つ一つの取組の検証はされていないということでしょうか。新しく何かを策定するときは, これまでの取組の検証を行ってそれに基づいて策定するということになるかと思えます。良かったのか悪かったのかを検証しないで同じようなことをすると, 同じ結果になるのではないのでしょうか。検証の部分を明確にされたほうがよいと思えます。

課長) 5年間の取組の具体的な内容や課題については第1回目の審議会の際に御報告しているとおりで。なお, 取組全てを検証するものではありませんが, 評価指標を5項目について掲げて一定の整理をしており, その結果について毎年県議会への報告も行っております。

ただし, 冒頭でも申し上げましたが, 取組についてはまだまだ市町村による温度差があるのが現状であるので, 評価指標については, 今後も継続して掲げていくこととして

います。

市瀬会長) 評価指標など、数値で測ることができるものもありますが、認識がどう変わったかということについてはなかなか測ることができない、数で示せないということがあ
るかと思います。なお、末松副会長に御指摘いただきましたとおり、第1期当初にくら
べてどこが改善されたのかということについては、パブリックコメントなどで指摘があ
るかと思うので、審議会でも説明できるようにしておかなければならないと思いま
す。そのほか、御質問などありますでしょうか。

小関委員) 啓発に関しては、大人は考え方が固まっており難しい部分もあると思うので、
子どもたち、若い世代から多文化共生の概念の啓発に力をいれてはどうかと思います。
このあいだ「国際まつり」があり参加しました。幼稚園の60何人の子ども達の合唱、
その後他の国の演奏がありました。幼稚園児の次はモンゴルの馬頭琴の演奏でしたが、
子ども達はモンゴルの演奏を聴かず帰ってしまいました。せっかくの国際交流の場なの
で聴いてもらいたかったと思います。子どもにとってはよい経験になり、生活のなかの
小さな一つの経験で、多文化共生の概念の種を小さいときから蒔くことで大きくなつた
ら花が咲くのではないかと思います。子ども、若い世代への啓発に力をいれたら10年、
15年後にはそんなに苦労しなくてもよくなるのではないかと思います。

市瀬会長) 事務局から多文化共生の教育に関するお考えをお話いただければと思います。

課長) 今、小関委員がおっしゃったような取組を行えればと考えておりますが、一朝一夕
には進まないの、教育委員会に働きかけながら考えていきたいと思ひます。英語教育
とか、学校によっていろいろな国際化に関する取組も行われていると思ひますが、思い
やりというような考え方を含めた教育について小中学校に対して働きかけていきたいと
考えております。

李委員) 外国人県民を取り巻く現状の(1)外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ
についてですが、資料編の9ページのアンケート調査の結果で、未だに外国人であるこ
とでつらい思いをしている人がいるということの問題とされていますが、このようなこ
とがなくなるまでやることは難しいと考えています。それよりも、2番目の県の多文化
共生の取組についての認知度が、知っているが3.2%、ある程度知っているが13.
1%という回答となっているので、こちらの方がより問題で、今までやってこられた啓
発の取組について再検討が必要であり、どのようにすればもう少し認知度が高くなるか
ということが問題ではないかと考えますがいかがでしょうか。

課長) 御指摘のとおりだと思います。ただ、県民232万人のうち外国人の方が1万4千
人ということで、会う機会が少ない人達が多く、232万人全員が対象となる啓発とい

うことは難しいということがあるので、発信の仕方に強弱を付けることで工夫をすることを考えています。行政の仕事はすべて生活に直結しているので、その生活に関する業務にいかにも多文化共生の考え方を反映してもらえるのか、私どもの努力が必要であり、基礎自治体のなかでも同じような努力をしてもらうことを考えております。取組に工夫が必要というのはおっしゃるとおりです。

李委員) この場では取組の提案というのは行わないのでしょうか。

市瀬会長) このようなことをやればよいのではということはある程度はあげていただければと思いますが、まず、計画をまとめて県議会へ提出するということがありますので、もしよろしければ最後のその他のところでお出しただければと思います。

李委員) 外国人の方のつらい経験が60%となっていますが、これはどの資料に示されていますでしょうか?資料編9ページにあるデータではないのでしょうか。これはもう少し低いデータになっています。

課長) 外国人アンケートのなかで外国人ということでのいやな経験、つらい思いについて、よくある、時々ある、過去に経験したという回答の合計ということで合わせたものになっています。ここの記載ではそのような説明をしていないので、数字が過剰にとらえられるということもあるかと思えます。

市瀬会長) それでは時間の制限もありますので、今度は中間案第4の施策の方向性と事業の取組方針についての御説明をお願いいたします。

課長) 資料2、資料3に基づき「第4 施策の方向性と事業の取組方針」を説明

市瀬会長) 施策の方向性と事業の取組方針ということで、基本理念の啓発、地域住民との連携の推進、情報、地域社会への適応、家庭生活、能力発揮について、また市町村、宮城県、県国際化協会、市町村の国際交流協会がどのような役割を果たすのかということについての御説明でございました。

多文化共生社会推進連絡会議のコメントについては、ここで御説明いただけますでしょうか。

課長) 資料5に基づき「多文化共生社会推進連絡会議における意見等及び対応」について説明

市瀬会長) どういう方向で、どのような取組をするのかということ、また、10月9日の連絡会議での現場で実際に外国人県民と向き合っている団体からの意見を踏まえて、こ

のような施策を今後5年間に考えているという御説明でございました。ただいまの施策の方向性、取組について御意見がありましたらお願いします。

李委員) 取組に関してですが、例えば外国人の世話役を設置するという事はどうかということをご提案させていただきます。しっかりと現時点で構想を練っているわけではないのですが、地域との連携、情報の共有、言語の問題がありますが、これらは日本語の学習によって全部クリア出来るわけではないと思います。地域の連携においても、地域に受け入れる体制があっても主体的に外国人が参加しない限り難しいと思います。

外国人の世話役を設置することによって、例えば言語ごと、地域ごとの外国人の世話役を置くことによって、日本人の行政区の区長さんなどとパートナーシップを組んで、自主的にニーズを調べる、若しくは調べなくても日常のネットワークにより把握することができるのではないかと思います。

宮城県ではややゆるやかな閉鎖性があり、この地域で10年生活していると、ローカルルールを心得た外国人はかなりいると思います。勝手な真似をするような人ではなく、日本語も不自由なく、子育てもきちんとしたような方を外国人の世話役として設置することによって、言葉の問題や、ニーズ、情報が今よりは浸透するという事に役立つのではないかと思います。さらに突っ込んだことを申し上げますと、震災を機に外国人がボランティアをやることによって、より地域に深く入ることができたということがありましたし、私の移民の研究の中でも日本人と結婚した女性達は異国で自分達の組織を持って、その地域のためにボランティアをやったり勉強会をやったりということが見られました。例えば北朝鮮に帰国した日本人妻達の事例ですが、脱北者の研究の中で、帰国した女性達がどのように暮らしていたかを聴き取りしたところ、日本人女性が自分達の集まりをつくって、公園を掃除したりすることで、金総書記が毎年誕生日にその女性達にプレゼントを贈るということでした。プレゼントをもらうということは向こうの国では非常に光栄にあたるということですし、集まって掃除をするような姿をみて、周りの人達も尊敬の念を持っています。こういったことは、例えば日本人のリーダーがやりなさいといったら難しいのですが、自発的にやる何か布石を置くことによって、外国人がもっと活躍するし情報伝達もできるというようなことの先進的な県になるのではないかと思います。

市瀬会長) 貴重な御意見ありがとうございます。また他にありましたらお願いします。

古山委員) 今の御意見は大変よいことだと思います。子育ての不安などがあっても自ら外に出ない人もいます。そういったときにこの人に相談すれば、区長や民生委員へ広がるということで大変よいことだと思います。DVでも誰にも相談できないということも多いので、同じ国の人であれば言葉も通じるし、一番よいと思います。だれか相談出来る人がいるのといないのとではずいぶん違うと思います。

市瀬会長) 第1期計画では日本語教室の果たす役割, 外国人コミュニティへどのようにして所属するのか, ということについては, 外国人が自ら参画しなければならないというスタンスであったと思いますが, 第2期計画では, 町内会や民生委員というもう少し外国人のそばにいる人達がクローズアップされています。このあたりのねらいについて課長から説明していただければと思います。

課長) 資料2の中間案の13ページにございますが, 地域とのつながりの希薄さについての現状として, 外国人でも活躍された方がいらしたということで詳細ではないのですが, 記載させていただきました。

資料2の32ページですが, 外国人の方々の地域参画ということだけでなく, 外国人のコミュニティの中でのつなぎ役, 中心的な存在として活躍していただきたいということでコミュニティリーダーの育成ということで記載しております。意味合いは李先生のお考えと似ているのではないかと思います。

李委員) 現在は, もう育成ではなく, 設置の時期でないかと思います。

課長) 震災の際に実際にそういった方々がおられたということですし, 日頃からお世話役をやっていただいている方もいらっしゃいます。代表的なものでは, 9月から10月にかけて河北新報の夕刊に, 「外国人が見た震災」ということで10名の方々のインタビューの記事が掲載されておりました。このような努力された方々を県民の方々も確認する機会となったと思います。李委員の御提言については, その方向性は私どもと合っているのではないかと思います。

市瀬会長) ありがとうございます。この計画の中ではコミュニティリーダーのシステム化までは書き込まれていないということで, 李委員の御提案が具体的な形で実現していけるともっといい方向に向かうのではないかと思います。

それでは, 続いて資料2の「第5 計画推進のために」について御説明お願いいたします。

課長) 資料2, 資料3に基づき「第5 計画推進のために」について説明

市瀬会長) 34ページから36ページの県の役割等について言及した上で, 補えない部分は相互に連携するということが, 宮城県国際化協会が果たす位置づけについても言及されています。何か御質問等ありましたらお願いします。

ないようでしたら, 次に資料4の評価指標についてです。こちらについては, 前回時間をかけて議論したところですが, 事務局から説明をお願いいたします。

課長) 資料4に基づき「第2期計画における評価指標(案)」について説明

市瀬会長) 前回の指標ですと、県民意識調査の結果を意識の壁の解消に関する指標として使用しておりましたが、調査項目がなくなったということで、一つは、啓発事業をすべての市町村での実施とするというもの、もう一つは、多文化共生に関する説明会、研修会に参加した人数についてを指標とする。言葉の壁の解消については、前回の指標と変わらないが、目標数値を増やし、在住外国人の多い市町村での実施を目標としています。また、生活の壁の解消では、相談体制が現行と同じ指標で、目標数値を増やしており、さらに新たな指標として、技能実習を除く外国人雇用者数を増加するというもので具体的にあげるかたちになっています。

前回とずいぶん変わったところもございますし、これらをもってどのように変わったのかということを実証するという大事なものですので、積極的に御意見をいただければと思います。

李委員) さきほど提案させていただいたことと関連しているのですが、外国人世話役は非常に重要な指標になるのではないかと思います。意識の壁もそうですし、言葉の壁の解消について、ただ日本語を学ばせてその壁を越えさせようとするとう限界があるように思います。なので母語支援という意味でも外国人世話役を設置することによってかなり効果が見られるし、指標となるのではないかと思います。生活の壁の解消でも日本で同じ経験をしながら生活している世話役を設置することによって、今までは解決出来ないとされた部分ももしかしたらもう少し改善できる、解決出来るのではないかと思います。もう一つ、大人には日本語、子どもには母語教育のようなものも指標になるかと思えます。県内では自発的に、韓国、中国、フィリピンの方など、母語教育が行われているところもありますので、県の方から、上手にまとめて一緒につながっていき子どもへの母語教育を行うことが出来るのではないかと考えておりますので、御検討よろしくお願いたします。

市瀬会長) 私の方から李委員にお聞きしたいのですが、世話役としてイメージされているのは、県レベルで活躍される外国人リーダーなのか、それとも地域にいて何でも相談できるような方なのか、又、日本人なのか外国人なのか教えてください。

李委員) 私のイメージしているのは、県全体というよりは、地元で外国人の人ということで考えています。その方は県のレベルでもつながっている部分もありますし、言語ごとでは県のなかで代表者がいて、市町村レベルで世話役がいて、というかたちになると、県ともつながって言語ごとでもつながるというイメージがあります。具体案があるということではないので、皆さんと一緒に実現可能であれば相談させていただいたり、工夫して行けたらと考えています。こういったことは他県ではおそらく例がないと思うので、先進的なことだと思いますし、実質的に大変有効なものであると考えております。

宮澤委員) 日本語講座の開設数について、多くは初心者向けの講座だと思いますが、外国

から来た人達にとって日本語学習は一生の課題だと思うので、日本語講座の多様性ももう少しあるといいと思います。例えば初心者向け、中級者向け、すでに働いている人向けなどの講座があれば理想的だと思います。また、生徒数について指標として年次でみるとどのぐらい充実してきたかということがわかると思います。

市瀬会長) 日本語講座の質の問題、クラス編成や人数などについてみていくことが重要という御意見でした。事務局から御説明はありますでしょうか。

課長) 世話役の御提案については大変よいことであると思っておりますが、制度化、名称、謝礼などについて検討が必要かと思ひますし、民生委員とか区長はボランティア的な存在でありますので、そういったことも考慮しながら十分検討していきしていきたいと思ひます。まずは、お世話役をしている方を表出していただき、地域で活動している実態を詳らかにしていくということもあるかと思ひます。

また、日本語講座については、住んでいる人達の一生の課題ということで、多様性があるべきだということでもございましたが、講座のあり方について検討させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

市瀬会長) 世話役については、資格の認定などについてつめなければならない、ということでした。指標にも何人増えたというようなことが盛り込めればよかったのですが、今後は事業実施のなかで具体化していくということになるかと思ひます。これについては審議会よりも県国際化協会などでの実施の部分で議論していただければと思ひます。

その他何かございませんでしょうか。

阿部委員) 前回の指標案のなかに学校に関する指標があったかと思ひますが、それはやめるということでもよろしいでしょうか。

課長) 今回、事務局で再検討した結果、指標としてのエントリーははずさせていただきました。次年度で学校教材の作成検討をすることとしておりまして、実質型でせまっていくことがよいことではないかということでも考えたところでございます。

阿部委員) 学校で、長い目で見ても効率的なものということで考えていくと、学校での国際理解教育というのは多文化共生において欠かせないものであると思ひますので、今後、具体的な取組が出てくるとよいと考えています。また、もう1点ですが、学校での日本語指導ということについても出てきますが、子どもはコミュニケーションをとる上での日本語は比較的早く覚えます。しかし、それを学習に生かすには時間がかかるので、このサポートをどうするかということがあるかと思ひます。日本語で学習できるようになってくるといろいろな部分で好循環が起きてくるという事例を見てきましたので、日本語学習の質について考えることは重要であると思ひます。

課長) いかにも質を保ちながら前に進んでいくかということであると思います。学校教育だけでは限界があると思っておりました。震災を経験して、その後の学習指導ではどれだ N P O の学習支援体制があったかということを考えますと、地域と連携し、N P O など多様なセーフティに対し協力を求めていくのも一つかと思えます。

市瀬会長) ありがとうございます。今宮澤委員と、阿部委員から単なる初級の日本語習得ということではなく学習の中身に注目していくべきという御意見をいただきました。これからはそちらにシフトしていくという方向が第2期の計画となると思えました。

国際理解教育については、とらえ方がいろいろあるということで、県でも副教材を考えているというので、ぜひ実現していきたいと考えております。

そのほかございませんでしょうか。なければ「その他」に移りたいと思えます。

ここで、評価指標以外で何かこのようにしてほしいというような案がありましたらお願いいたします。

宮澤委員) この計画は素晴らしいと思えます。前より改良されていると思えました。ただ、外国人には多様性があり、数ヶ月間滞在する人、これから一生住む人もいますし、国際結婚で来た人、日本で生まれた人もいますので、ライフステージに合わせた支援があればと思えました。日本に来て日本語を勉強し、適応して、能力を開発して、能力開発したら社会に還元しますが、能力を開発するためにはやはり支援があったほうが効率よく能力を身に付けられます。県国際化協会の事業では私も大変お世話になりました。また、就労すれば自分を研鑽しなければなりません。そのときになったら自分の能力を開発する方法についての支援や、年を取ったときは今住んでいる日本の社会で気持ちよくみんなと暮らすための支援が必要かもしれません。それぞれの段階に身近な人や団体からの支援があればよいと思えます。しかし、世話役の人には負担がかかるので、研修会や交流会を開催して、世話役の人にはあまり負担がかからないようにした方がよいと思えます。また、行政職員に対する研修、例えば保健師さんに相談に行ったときにそれぞれの窓口、担当者に理解してもらえるような研修もとても大事だと思います。

市瀬会長) 研修のあり方について、外国人県民の能力開発、また、同時に各分野の職員に対する研修も大切ということでした。その他、御意見はございませんか。

末松委員) この指標を拝見して、前回に比べかなり努力をされ、斬新なアイデアがたくさんあり素晴らしいと思うのですが、少し気になったのは、例えば意識の壁の解消の指標のところに、説明会等に参加した県民の数がありましたが、同じような人が毎回来て、同じような層にしか情報発信できていないという可能性もあるので、どのような人が来て、どのようにその人達の意識が変わったのかというような小さい検証を繰り返すということが大事だと思います。また、評価指標ということで、数で示していくということ

は大事ですが、言葉の壁の解消について日本語講座開設数がありますが、開設数だけではなくきちんと税金を使えているかどうかという質問が来た時にも対応できるように、どの講座に何回参加者が来て、新規参加者を持続させる可能性がどのくらいあるのかというようなこともきっちり測っていくことも大事ではないかと思いました。また、生活の壁の解消のところで、外国人相談対応の体制整備について、実際相談窓口に外国人が来ているのかということについて確認し、改善していくという細かいことについても大事だと思いました。

市瀬会長) 数の推移だけではなく、中身をきちんと見ていくことの必要性について御指摘をいただきました。

李委員) さきほどの世話役の設置について、なかなか難しいということでしたが、これから検討していく、あるいは重要であるということで外国人の世話役に関して今後県のレベルでどのように推進していく予定であるのか、今日すぐ答えていただかなくてもよいと思いますが、それをもし盛り込むのであれば、どのような見通しでやっていきたいのか、次回にでもあるいはその前にでも示していただければと思います。さきほど会長は県国際化協会でも検討していくことだとおっしゃいましたが、基本的な考え方や方針は県で示さない限り、実施は難しいと思いますので後で示していただければと思います。

課長) 外国人の方に対する理解や支援については、今回の計画では、地域の区長さん、民生委員さんの目線ということで日本人か外国人かということに関わらず住民と接するリーダー役の方から浸透させていくことということを考えておりました。世話役の話は大切な内容だと思います。今回の計画でコミュニティリーダーの育成というものを掲げており、イコール世話役ということでも位置づけられるとは思いますが、まずは市町村で理解していただくということから始めなければならないと思います。外国人県民の方々で既に実践している方がいらっしゃるのです、そのような方達に市町村でどのような役割を与えるのか、この人が世話役だと言っていいような環境づくりをしなければならないということがあるかと思います。ここで、すぐに何月までにどうするというよりは、計画のもとでどう実践を積み上げていくかということ市町村に諮っていかなければならないと思います。

李委員) 手順としてはどのように進めるのでしょうか。

課長) ここにいる委員の皆様のお力をいただき、地元の国際交流協会などの御協力、本人の同意などもあるので、具現化出来ればと思いますが、今のところお話しできるのはここまでということになります。

【その他】

市瀬会長) それでは事務局から「その他」として今後の予定などについて説明いただければと思います。

司会) それでは事務局からお知らせです。本日の中間案について追加で御意見がありましたら11月20日までに提出いただければと思います。次回の審議会は12月下旬を考えておりますので、よろしく願いいたします。また、委員改選についてですが、皆様引き続き御就任いただけるということで内諾をいただいております。現在の任期が11月30日までとなっておりますので、手続の書類は今週中にお送りいたしますのでよろしく願いいたします。

市瀬会長) それでは、本日の議事は終了させていただきますので、進行について事務局にお返しいたします。

【閉会】

司会) 皆様どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しいなかお越しいたきまして、誠にありがとうございました。